

緊急通報システムのご案内



緊急通報システムとは

緊急通報装置を貸与し、急な体調不良などの緊急時に装置のボタンを押すことでコールセンターに通報が入るシステムです。また、機器を通じて健康面や介護に関する相談がいつでもできます。

対象者

市内在住の65歳以上の一人暮らし世帯または高齢者世帯で緊急時に自分で電話をかけることが難しい状態になることが想定される人



設置する機器



緊急通報装置機器本体



ペンダント型

固定電話回線を利用する機器と固定電話回線を利用しない機器(SIM搭載型)の2種類からどちらかを選択してください。どちらにも首から下げて持ち運びができるペンダントが付きます。緊急ボタン・ペンダントのボタンを押すとコールセンターに繋がります。本体にマイクとスピーカーが付いているので、ハンズフリーで会話ができます。

※ペンダントで会話はできません。

費用

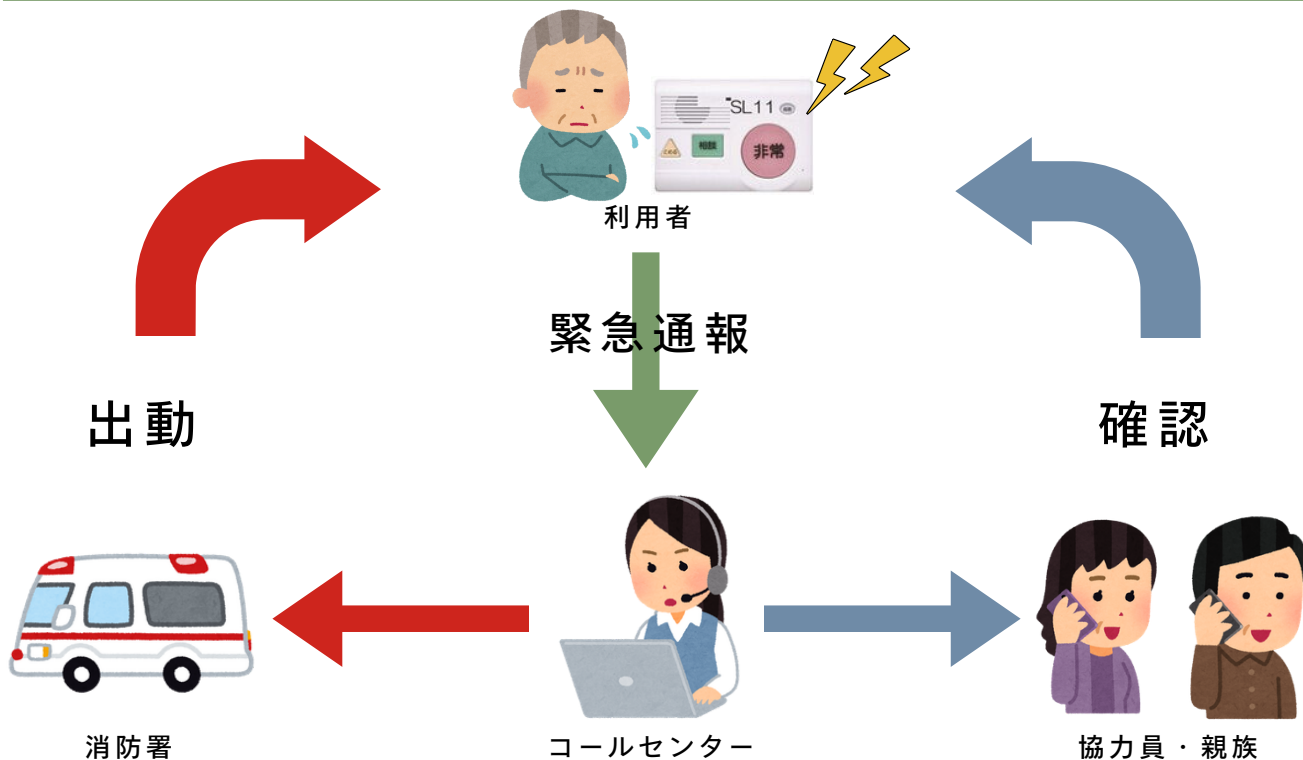
- ・固定電話回線を利用する機器：月額500円（6ヶ月分ずつ前払）
- ・固定電話回線を利用しない機器：月額800円（6ヶ月分ずつ前払）

※生活保護世帯は無料

設置や撤去に伴う費用は原則かかりません。

機器を紛失・損傷した場合は修理費用等が発生します。

通報の流れ



緊急通報装置のボタンを押すとコールセンターにつながり、状況を確認します。
状況確認後、必要に応じて登録されている協力員または親族へ確認依頼をします。
利用者の状況によって救急要請する場合があります。
また、月に1回利用者宅へ「お伺い電話」を実施し、利用者の安否確認を行います。

利用までの流れ

申請書の提出

- ① 緊急通報装置利用申請書
- ② 承諾書
- ③ 預金口座自動振込利用申込書

・原則協力員2名の登録が必要です。
(※協力員：通報から10分以内に駆けつけができる人)
・申請書には民生委員の方に記入してもらう箇所があります

設置工事

工事業者と設置工事の日程調整をしていただきます。
本人だけでの対応が難しく別の方が立ち会う場合は申請時にお申し出ください。

利用開始

入院など長期不在となる場合はご連絡ください。
施設入所や不要になった場合は機器撤去の手続きが必要です。

お問い合わせ先

大和郡山市役所 地域包括ケア推進課 高齢支援係
☎0743-53-1151 (内線512・513)